平成３０年（フ）第１７０号
千葉県鎌ケ谷市東初富５丁目20番69号（ハイツ後関203号室）
破産者　八木　祥能
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３０４号
東京都青梅市東青梅５丁目10番地の21グローリィ東青梅301、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市新町４丁目14番地の12レオパレス新町Ａ204
破産者　梅原健太郎
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３６号
東京都国立市青柳１丁目12番地の１オアシスらんど国立309
破産者　平山　俊雄
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１６号
神奈川県横須賀市三春町２丁目５番地　神田ビル３Ｆ
破産者　神田　淑子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第９６号
神奈川県小田原市中曽根61番地の10　リヴェール中曽根Ｂ―201、前住所神奈川県小田原市中曽根332番地の17
破産者　内野　典子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０２号
神奈川県中郡大磯町東小磯931番地13
破産者　藤巻　俊之
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０９号
神奈川県秦野市今泉1109番地　ルミエールＫＩ　102号
破産者　飯曽根利明
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１４９号
新潟県長岡市長倉１丁目134番地
破産者　大宮　徹夫
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
新潟県長岡市永田２丁目14番15号
破産者　星　　修一
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
富山市森２丁目10番５号
破産者　串田今日子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２３号
富山市鍋田25番29―211号　センナリⅡ
破産者　坂本　直哉
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１０号
静岡市駿河区広野４丁目３番51―16号　コーポ広野102号
破産者　下山　秋夫
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４９号
静岡県富士市柚木409番地の１　プライムステージ富士西503号
破産者　大竹　英統
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第３７号
静岡県富士市蓼原町1580番地　エトワール加藤307号
破産者　若月　隆一
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第４８号
三重県津市久居野村町432番地１　ロイヤルさわき206
破産者　北岡美音子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５０号
三重県亀山市布気町602番地、前住所三重県亀山市安知本町240番地３
破産者　林　　七郎
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５２号
三重県鈴鹿市十宮３丁目13番２号　三鈴ハイツ１―Ａ
破産者　相羽　　晟
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５５号
三重県津市藤方953番地１　クイーンズコートＣ棟101
破産者　波田野亜由子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２０号
兵庫県多可郡多可町八千代区下野間33番地33野田団地４号、前住所兵庫県多可郡多可町八千代区中野間275番地132　花の宮第２団地４号
破産者　大垣さつき
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第３号
和歌山県新宮市三輪崎２丁目19番18号
破産者　岩橋　典子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成３０年（フ）第９号
鳥取県倉吉市余戸谷町3164番地６　市営余戸谷町住宅302号、旧住所鳥取県倉吉市谷495番地１
破産者　川原美世子
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第６９号
松江市比津が丘４丁目１番１―704号　県営住宅比津が丘住宅、前住所松江市黒田町72番地４　レインボーハイム203号
破産者　土江　裕樹
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７号
広島県三原市皆実５丁目５番35号　エスペランサＢ―102
破産者　柴崎　弥生
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２３号
広島県三原市小泉町4895番地
破産者　本重　朋恵
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成３０年（フ）第２６号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地110　ビレッジハウス１号棟501
破産者　新田　佳久
1　決定年月日　平成30年６月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部